

「第11次市川市交通安全計画(案)」の概要

計画の概要	
計画の位置付け	交通安全対策基本法に基づき、人優先を基本として、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたもの。
計画の期間	令和3年度から令和7年度までの5年間
計画の重点事項	「高齢者人口の増加」など本市の特性や「道路ネットワーク整備の進捗」など社会情勢の変化を踏まえ、自転車利用者が多く、自転車利用に関するルールやマナー遵守への対応が急務であることから「交通安全意識の高揚」に関する施策の充実を図るとともに、特に「 高齢者 」「 自転車利用者 」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。

第1編 道路交通の安全

■**道路交通安全の目標**■
交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標であるが、早急にこの目標を達成することは困難なことから、計画期間の抑止目標を次のとおりとする。

【目標】

- 交通事故発生件数を令和7年度までに800件以下/年にする。
- 交通事故重傷者数を令和7年度までに85人以下/年にする。
- 交通事故死者数を令和7年度までに0人/年にする。

■**道路交通安全についての対策**■
<計画の重点事項>

◆**重点事項1：自転車の安全利用対策の強化**

- 自転車事故防止対策の必要性（自転車事故の更なる削減）
- 自転車保険の普及及び加入促進（高額賠償責任と保険）
- 自転車運転者講習制度の周知徹底

◆**重点事項2：高齢者の交通安全対策の強化**

- 交通事故に遭わせないための取り組み（歩行者の対策）
- 交通事故を起こさせないための取り組み（運転者の対策）

■ 4つの視点に基づき実施する主な事業 ■

【第1の視点】 **高齢者・子供の安全確保**

- 高齢歩行者の交通事故防止の推進
 - ・視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進
 - ・交通安全教室の開催
- 高齢運転者対策の強化
 - ・運転免許自主返納の促進
 - ・公共交通機関の利用促進
- 子供の交通事故防止の推進
 - ・幼児から児童・生徒における交通安全教育の推進
 - ・交通公園を活用した交通安全教育

【第2の視点】 **歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上**

- 歩行者の安全確保
 - ・交通安全運動による交通事故防止の呼びかけ
 - ・交通安全教室の開催や広報活動の実施
- 自転車安全利用の推進
 - ・自転車安全利用教室やキャンペーン、講習会等の開催
 - ・自転車保険の普及促進
 - ・悪質で危険な運転者に対する自転車利用のルールやマナーの周知

【第3の視点】 **生活道路・幹線道路における安全確保**

- ・通学路等の安全対策の推進
- ・交通安全施設、まごころ道路、ゾーン30等の整備促進
- ・交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・歩道及び自転車走行空間の整備
- ・自転車等駐車場の整備及び利用の促進

【第4の視点】 **地域が一体となった交通安全対策の推進**

- ・地域と協力した啓発活動
- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

第2編 鉄道交通の安全

■**鉄道交通安全の目標**■
乗客の死者数ゼロを目指す

(3つの視点)

①重大な列車事故の未然防止
②利用者等の関係する事故の防止
③それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

➔

(3つの柱)

①鉄道交通環境の整備
②鉄道交通の安全に関する知識の普及
③救助・救急活動の充実

■ 3つの柱に基づき実施する主な事業 ■

【第1の柱】 **鉄道交通環境の整備**

- ・踏切道及び鉄道施設等の安全性の向上
- ・鉄道駅のバリアフリー化

【第2の柱】 **鉄道交通の安全に関する知識の普及**

- ・警戒標識や路面表示等の整備

【第3の柱】 **救助・救急活動の充実**

- ・防災訓練の充実や鉄道事業者等との連携強化

(4つの視点)

①高齢者・子供の安全確保
②歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
③生活道路・幹線道路における安全確保
④地域が一体となった交通安全対策の推進

➔

(5つの柱)

①市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
②道路交通環境の整備
③救助・救急活動の充実
④被害者支援の充実と推進
⑤交通事故調査・分析の充実